

平成16年度第3回理事会議事録

日 時 平成16年7月6日(火) 14:00～

場 所 日本体育協会 理事・監事室

出席者 <理事>

安西会長、長沼副会長、日比野常務理事、千葉常務理事、泉常務理事、上原、石川、碓井、大谷、大野、岡崎、木内、瀬尾、林、平岡、松岡、松田、宮田、吉川、渡辺の各理事

<委任>

奥田、神津、斉藤、田名部、堤、豊島、野中の各理事(議長に委任)

理事総数27名、うち出席20名、委任7名、計27名で寄附行為第32条に基づき理事会成立。

議事に先立ち去る6月26日に逝去された本会評議員、故 柳川覚治氏のご冥福を祈り、全員黙祷で弔意を表した。

また、6月22日開催の第1回評議員会にて「会長が推薦する学識経験者」として選任された宮田守夫理事を紹介。

議 案

第1号 第62回国民体育大会冬季大会スキー競技会及び第62回国民体育大会開催地(秋田県)の決定について (日比野委員長)

第62回国民体育大会冬季大会スキー競技会の開催地については、主たる競技会場地となる鹿角市と田沢湖町では、昭和46年の第26回大会、昭和57年の第37回大会及び平成9年の第52回大会を開催し、成功裡に終了しており、また数多くの全国大会を開催するなど、競技運営面においても十分な実績がある。

会期については、当該年に、北海道・札幌市で世界ノルディック選手権大会が開催されることを考慮し、平成19年2月10日から13日までの4日間とする旨を説明。

また、第62回国民体育大会の開催地については、既に秋田県に内定しており、本年は決定の年にあたる。決定に先立ち、去る6月3日、本会と文部科学省とで秋田県の準備状況を総合的に視察したところ、全体的に順調に進んでいる。会期については、従来の夏季・秋季大会を一本化して実施することから、関係機関・団体と協議の結果、平成19年9月29日から10月9日までの11日間とする旨を説明。

本件については、去る6月18日開催の国体委員会の議を経て、文部科学省の了解等必要な手続きも終了している旨を資料に基づき説明し、第62回国民体育大会冬季スキー競技会及び第62回国民体育大会開催地として秋田県を決定したいと諮り、これを承認。

決定後、安西会長から秋田県寺田知事に開催決定書が手渡され、寺田知事より謝辞が述べられた。

第2号 第64回国民体育大会冬季大会スキー競技会及び第64回国民体育大会開催地（新潟県）の内定について （日比野委員長）

去る6月4日、新潟県から開催申請書が本会及び文部科学省に提出され、夏・秋季の実施競技に加え、スキー競技会についても開催する予定である。

開催地である新潟県では、冬季大会スキー競技会を昭和26年の第6回大会を開催して以降、延7回開催している。また、昭和39年の第19回国民体育大会夏季・秋季大会を開催している。

本件については、関係中央競技団体の現地視察も既に終了しており、一部の競技において会場等の調整が必要であるが、開催5年前としての準備は順調に進んでいると認められ、6月18日開催の国体委員会の議を経て、文部科学省の了解等必要な手続きも終了した。

ついで、第64回国民体育大会冬季大会スキー競技会及び第64回国民体育大会開催地として新潟県を内定したいと諮り、これを承認。

内定後、安西会長から新潟県平山知事に開催内定書が手渡され、平山知事から謝辞が述べられた。

第3号 平成17年度国及び公営競技団体等への補助金・助成金の要望について （岡崎事務局長）

平成17年度の国及び公営競技団体並びにスポーツ振興基金、スポーツ振興くじ等への補助金・助成金の要望については、現在要望額をとりまとめ中である。また、政府においても概算要求基準が未定であることから、文部科学省とも充分調整されていない状況にあるため、要望額を資料として提示するまでに至っていない。

従って、国庫補助については概算要求基準の動向を見ながら、文部科学省と折衝し、要望額を固めていくこととなる。

また、公営競技団体並びにスポーツ振興基金、スポーツ振興くじ等への補助金・助成金の要望については、国庫補助金要望額が固まり次第、その内容を勘案し、要望額を固めていきたい旨を説明し、平成17年度国及び公営競技団体等への補助金・助成金の要望については、会長に一任したいと諮り、これを承認。

報告事項

1. 国民体育大会関係 (日比野委員長)

(1) 第72回国民体育大会開催申請書の提出順序について

国民体育大会夏・秋季大会開催申請書提出順序については、国民体育大会開催基準要項記載の東・中・西のそれぞれの地域に調整を委ね、取り進めているが、この度、平成29年第72回国民体育大会開催地として、愛媛県より、西地域の各構成県の了解及び議会の議決を経て、本会に開催申請書が提出された。

これを受けて、国体委員会で審議した結果、平成29年第72回国民体育大会開催申請書提出県として愛媛県を承認した旨を資料に基づき報告。

(2) 平成16年度国民体育大会ドーピング・コントロール規定の改訂について

去る6月15日開催の第2回理事会において、国体委員長及び国体医事部長に一任いただいていた国民体育大会ドーピング・コントロール規定の改訂について、資料に基づき改訂内容を報告。

なお、この国民体育大会ドーピング・コントロール規程及び関連規則等については、冊子に取りまとめ、7月中旬には都道府県体育協会等関係機関団体へ送付する旨を併せて報告。

(3) 国体改革2003における「大会規模の適正化」について

大会規模の適正化については、3月31日現在、国体実施競技40団体のうち39団体が合意していたが、アイスホッケー連盟とは未合意であった。

この度、去る6月25日開催の同連盟評議員会において、「本会から要請した削減数に合意する」と決定した旨の報告があった。

結果、40団体すべてと合意し、一部競技において先行開催する団体はあるが、平成20年第63回大会以降、現行の29,080名から4,625名減の24,455名で大会を開催する旨を資料に基づき報告。

2. その他

・日本スポーツ仲裁機構のスポーツ仲裁について (岡崎事務局長)

日本スポーツ仲裁機構(JISS)は、去る5月14日開催の理事会において、スポーツ仲裁の対象を、現行より拡大した、「特定仲裁合意に基づくスポーツ仲裁規則」を資料のとおり制定した。

これまでのスポーツ仲裁規則では、仲裁対象を、選手と競技団体間の問題に限定していたが、新しい規則では、スポーツイベントにおける企業間

の契約金や放映権の問題、また、選手の肖像権を巡るトラブル、あるいは、学校でのスポーツ活動中に生徒が負傷した際の補償問題などを想定している。

また、仲裁にかかる費用については、現行のスポーツ仲裁では5万円の申立金だけであるが、「特定仲裁合意に基づくスポーツ仲裁」では、5万円の申立金に加え、事案の請求額に応じた事務管理料金、仲裁人の報奨金などが必要となる。

なお、新規則の仲裁申立は、9月1日より受付を開始する予定であることを報告。

質疑応答

平岡理事 資料の「特定仲裁合意に基づくスポーツ仲裁規則」は、どこが制定したのか記載がない。

岡崎局長 日本スポーツ仲裁機構が制定したものである。

平岡理事 この規則の適応範囲としては、日本のスポーツ関係全般に関する憲法のような規則であると受取ってよいのか。

岡崎局長 この規則に基づいてスポーツ仲裁が行われるということで、従前の仲裁規則に、取扱い範囲を広げた新しい仲裁規則規則が制定されたということである。

その他

・会議日程について

次回理事会は、8月休会のため、9月7日（火）14時から開催することを報告。

以上の諸報告をいずれも了承し、14時40閉会。